

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年3月4日

【会社名】 大成建設株式会社

【英訳名】 TAISEI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山内 隆 司

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

【電話番号】 03(3348)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部長 桜井 滋 之
株式室長 藤本 亨 輔

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

【電話番号】 03(3348)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経理部長 桜井 滋 之
株式室長 藤本 亨 輔

【縦覧に供する場所】 大成建設株式会社 関西支店
(大阪市中央区南船場一丁目14番10号)
大成建設株式会社 名古屋支店
(名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
(JRセントラルタワーズ内))
大成建設株式会社 横浜支店
(横浜市西区みなとみらい三丁目6番3号
(MMパークビル内))
大成建設株式会社 千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地(センシティタワー内))
大成建設株式会社 関東支店
(さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地16
(シーノ大宮ノースウィング内))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【提出理由】

当社は、平成27年2月27日（金）開催の当社取締役会において、当社普通株式について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし米国及びカナダを除く。）における募集（以下「本海外募集」という。）を行うことを決議し、これに従ってかかる当社普通株式の募集が開始されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、同日付で臨時報告書を提出し、また、平成27年3月2日（月）付で臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、平成27年3月4日（水）付で、引受人に対して付与した追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の行使により発行される株式数が確定しましたので、これに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項及び同項により準用される同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

(2) 募集株式数

(訂正前)

下記 及び の合計による当社普通株式31,000,000株

下記(10)記載の引受人(Mizuho International plc(以下「引受人」という。))の買取引受けの対象株式として当社普通株式27,000,000株

引受人に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式4,000,000株

(訂正後)

下記 及び の合計による当社普通株式31,000,000株

下記(10)記載の引受人(Mizuho International plc(以下「引受人」という。))の買取引受けにより発行される当社普通株式27,000,000株

引受人に対して付与する追加的に発行した当社普通株式を買取る権利の行使により発行される当社普通株式4,000,000株

(6) 発行価額の総額

(訂正前)

20,587,720,000円

(上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)

(訂正後)

20,587,720,000円

(7) 資本組入額の総額

(訂正前)

10,293,860,000円(増加する資本準備金の額は10,293,860,000円)

(上記(2) 記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合)

(訂正後)

10,293,860,000円(増加する資本準備金の額は10,293,860,000円)

(9) 募集方法(発行方法)

(訂正前)

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)における募集とし、引受人を主幹事会社兼単独ブックランナーとして、上記(2) に記載の全株式を買取引受けさせる。また、引受人に対して上記(2) に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

(訂正後)

欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)における募集とし、引受人を主幹事会社兼単独ブックランナーとして、上記(2) に記載の全株式を買取引受けさせる。また、引受人に対して上記(2) に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取らせる。

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

(訂正前)

手取金の総額

(イ) 払込金額の総額上限

20,587,720,000円(見込)

(ロ) 発行諸費用の概算額上限

150,000,000円(見込)

(ハ) 差引手取概算額上限

20,437,720,000円(見込)

なお、払込金額の総額は、上記(2) に記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全てが行使された場合の見込額である。

用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額上限については、200億円を、平成27年7月を目途に、平成25年1月10日を借入実行日とする劣後ローンの返済資金に充当する予定である。また、残額が生じた場合には、平成27年6月に償還期日が到来する社債の償還資金の一部に充当する予定である。

(訂正後)

手取金の総額

(イ) 払込金額の総額

20,587,720,000円

(ロ) 発行諸費用の概算額

119,960,000円

(ハ) 差引手取概算額

20,467,760,000円

用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

上記差引手取概算額については、200億円を、平成27年7月を目途に、平成25年1月10日を借入実行日とする劣後ローンの返済資金に充当する予定である。また、残額は、平成27年6月に償還期日が到来する社債の償還資金の一部に充当する予定である。